

令和8年度

八尾市立刑部小学校 いじめ防止基本方針

(令和8年4月改定)

八尾市立刑部小学校いじめ防止基本方針

《 宣言 》

私たち八尾市立刑部小学校は、いじめを許さない教育をめざし、安心と豊かな心を育む学校づくりを行います。

<いじめについて>

「いじめ」とは、「学校園の内外を問わず、当該児童が一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な攻撃を受けた事により、心身の苦痛を感じているもの」とされています。個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に行なうのではなく、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行なう必要があり、本校においても「すこやか委員会」(令和元(19)年:「いじめ不登校対策委員会」から名称を変更)を中心に全校体制で児童生徒の実態把握に努めています。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが大切であると考えています。

さらに、いじめは、どこの学校でも、どの子にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめはおこる」という前提に立って考える必要があると認識し、日頃から児童の様子をチェックすることで、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的に行なうことも大切です。

本校では、全教職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、「絶対にいじめを起こさせない」という風土を学校に定着させ、児童が安心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりこそ「いじめ防止」の基本であるとの認識を持ち、日頃の教育活動に取り組むよう心がけています。

ただ、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずに良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応を取りますが、これもまた「いじめ」であると捉え、校内の対策組織での情報共有を心がけています。

また、「小中一貫教育」の理念から、中学校区4校(曙川南中学校、曙川小学校、曙川東小学校、刑部小学校)では、連携を取り、情報共有して「いじめ」事象に取り組んでいます。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校等に在籍している等、当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。(八尾市条例第2条第1項第1号)

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

- ・いじめへの対応は、一部や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行ないます。
- ・いじめへの対応を組織的に行なうため、未然防止対応の機能を含めた「すこやか委員会」を設置します。
- ・いじめの問題等に関する指導記録については、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとります。

(2) 「すこやか委員会」の役割

- ・学校いじめ基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担います。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担います。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行います。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時は、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行なうための中核としての役割を担います。
- ・基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行います。その際、必要に応じてスクールカウンセラーの活用や関係機関との連携も図ります。

(3) 構成メンバー

校長、教頭、首席、生活指導主任、当該学年担任、当該児童担任、養護教諭、家庭教育支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー 等

<連携機関等>

各種専門機関(八尾市教育委員会 学校教育推進課、人権教育課、こども総合支援センター「ほっぷ」、東大阪子ども家庭センター、八尾警察署、八尾市立病院 等)、PTA・地域諸団体 等

2. 具体的な取り組み

(1) 未然防止

① 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。
- ・未然防止の基本として、児童が安心・安全に学校生活を送ることが必要です。そのため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりをめざします。そして、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作りだしていきます。
- ・未然防止の取り組みの成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取り組みを定期的に検討し、PDCA サイクルで取り組みを継続します。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価します。

② 未然防止のための取り組み

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底します。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。
- ・様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有します。
- ・教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、児童の自己有用感を高めます。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設けます。
- ・いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進します。
- ・学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進します。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進します。
- ・いじめについて理解を深め、いじめを指摘できる姿勢を育成します。
- ・児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育みます。
- ・ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育みます。
- ・対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組みます。
- ・「発達障がいを含む、障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童」「新型コロナウイルスに感染した児童または家族が感染した児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取り組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。

③ 今年度の重点項目

- ◇「いじめをなくすための合言葉」を各教室や掲示板などに掲示し、「いじめは絶対に許さない」との認識を、学校全体で共有します。
- ◇日々の取り組みだけでなく、今年度も全校単位で「いじめ防止集中月間」を設け、集中的な取り組みを行います。また、市の「脱いじめ傍観者教育プログラム」等も積極的に活用します。
- ◇年間を通して道徳や学級活動時等に「こころの教育」に取り組み、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育みます。
- ◇スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を外部講師として招き、「いじめ」だけでなく、「関係づくり」「仲間づくり」等生活指導や児童対応全般についても、継続的に職員研修を行います。

(2) 早期発見

① 基本的な考え方

- ・いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。
- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事を共通認識します。
- ・外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行います。
- ・暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応します。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱います。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていきます。
- ・家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していきます。

② 早期発見のための取り組み

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。
- ・相談窓口の設置や保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整え、定期的に体制を点検します。
- ・定期的なアンケートや個人懇談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にし、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにします。
- ・いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知します。
- ・普段から児童の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握します。
- ・集まったいじめに関する情報は教職員全体で共有します。

③ 今年度の重点項目

- ◇昨年度に続いて配置された「小学校スクールカウンセラー」を活用し、校内巡回やコンサルテーション等により「気になる児童」等について、学年・担任と連携して状況の把握に努めます。
- ◇学級ノートや班ノート、個人ノート等を活用し、児童の交友関係や悩みを把握し、学年会議や校内人研、すこやか委員会、職員会議等で情報を共有化し、各学級担任だけではなく全職員で、児童の変化の早期発見と対応にあたります。
- ◇6月、10月、2月に「学校生活アンケート」を、これ以外にも各学年の状況に応じて各種アンケート等を行い、児童の心の状態やいじめの早期発見・早期解消に取り組みます。

(3) 家庭や地域との連携

① 基本的な考え方

- ・学校基本方針等について理解を得ることや様々な機会を捉えた訴えにより、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるように努めます。
- ・児童に対して、学校と家庭が同一步調で対応が出来るように、信頼関係の構築を図ります。
- ・多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなります。日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やすように努めます。
- ・子どもは、家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要であることを理解していただき、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴えます。

② 家庭や地域との連携についての取り組み

- ・地域と組織的に連携・協同する体制を構築し、連携して取り組みを推進します。
- ・学校新聞や学年だより、学級だより等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深めるように努めます。
- ・家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築します。
- ・地区別の懇談会や住民懇談会等において、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を依頼します。
- ・地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深めます。
- ・校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築します。

③ 今年度の重点項目

- ◇学級、学年、学校等の各種「通信」や「学校ホームページ」（いじめ・生活アンケートの集約）等を通して、いじめ防止に関する取り組み等の情報を積極的に家庭に発信します。
- ◇PTA 運営委員会や学校評議員会等を活用し、いじめ未然防止に関する取り組みについて協議します。
- ◇中学校区4校で連携・情報交換を行い、生活指導面等での「統一した基準作り」を継続します。

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応します。
- ・被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたります。
- ・教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置きます。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたり、また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図ります。
- ・教育委員会へ報告し、連携して対応にあたり、また、必要に応じて支援を要請します。

(2)対応について

① いじめの発見・通報を受けたときの対応方法について

いじめられている児童・保護者からの訴え

児童・保護者からの訴えを聞いた教職員(担任)の対応

- ・当該児童の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をします。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行います。
- ・決して一人で抱え込むことなく、学年主任、生活指導主任、並びに管理職に報告し、組織的に対応にあたります。

校長の対応

1)校内緊急体制の構築(すこやか委員会)

- ・具体的な対応方針を全教職員に示します。
- ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有します。
- ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底します。

2)教育委員会への報告・支援要請

- ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行います。また、児童の状況により大阪府教育委員会に対して「緊急支援チーム」の派遣等の支援を要請します。

3)関係機関等外部専門家との連携

- ・スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などのいじめについて専門的な知識と経験を有する外部専門家からの助言も積極的に得ながら、児童や保護者に寄り添った対応を行います。
- ・児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター(児童相談所)、警察等の関係機関との連携を図ります。

4)保護者への対応

- ・初期段階は特に、被害・加害児童 双方の保護者の心情に十分配慮し対応します。

② いじめを受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長したりすることになります。教職員は、児童の痛みを寄り添う姿勢で接します。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みを寄り添う姿勢で接します。

③ 加害の児童への対応

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合います。
- ・いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせます。そして、いじめを受

けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容につなげます。

- ・加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援します。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させます。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実在即して事実確認をするとともに、対応策を考えます。

④「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害の者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させます。また、これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応します。

⑤ 保護者への対応

ア)被害の児童の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴きます。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応します。
- ・児童や保護者の訴えに誠実に対応するために、事実確認はできるだけ迅速に行います。
- ・今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示します。

イ)加害の児童の保護者への対応

- ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対応をします。
- ・電話ではなく家庭訪問をする等、丁寧に話を聴きます。
- ・聴き取りから整理された事実を正確に伝え、保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝えます。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求め、その際には保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝えます。

⑥ 情報提供

- ・いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められます。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくります。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除依頼をする等の措置をとります。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(3)いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。

・学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努めます。また、学級・学年・学校全体に対しても、継続した指導を行います。

4.いじめ防止等に関する措置

他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。しかし、未然防止の取り組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なことです。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要だと考えます。そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが重要です。また、子どもたちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えることも大切にしていきます。

5.重大事態への対処について

【重大事態】*いじめ防止対策推進法第28条より

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等)
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、先ず、必要に応じて事実関係の確認(いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づく確認)を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。)

・学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

6. 年間計画（令和8年度）

	主な取組内容		主な取組内容
4月	・学級組織づくり(集団づくり)	10月	・ピンクシャツデー ・すこやか委員会
5月	・脱いじめ傍観者教育 ・すこやか委員会	11月	・学校生活アンケート、生活相談 ・すこやか委員会（アンケート集約）
6月	・学校生活アンケート・生活相談 ・すこやか委員会(アンケート集約) ・職員研修(いじめ対応)	12月	・学級活動(3学期に向けて) ・すこやか委員会（事象まとめ） ・保護者懇談
7月	・学級活動(2学期に向けて) ・すこやか委員会（事象まとめ） ・保護者懇談	1月	・学級集団づくり(全学年) ・すこやか委員会
8月	・職員研修 (カウンセリングマインド:児童対応)	2月	・学校生活アンケート、生活相談 ・すこやか委員会(アンケート集約)
9月	・いじめ防止集中月間 ・学級集団づくり(全学年) ・すこやか委員会	3月	・学級活動(次年度に向けて振り返り) ・すこやか委員会（年間総括）